

別表1 第2条関係（救急告示医療機関の申出）

項	該当事例	申出・変更・撤回届出の取扱等	告示行為の要否	備考
1	新たに申し出る場合	第2条第1項の規定による。	要	
2	更新を申し出る場合	第2条第2項の規定による。	要	

別表2 第3条関係（申出事項の変更の届出）

項	該当事例	申出・変更・撤回届出の取扱等	告示行為の要否	備考
1	名称等の変更の場合 (例) ①病院診療所の名称変更 ②法人の名称変更	第3条の規定による。	要 名称の変更 (告示内容の変更) を告示する。	
2	開設者の変更により新開設者が申し出る場合 (例) ①個人A→個人B ②個人 →法人 ③法人 →個人 ④法人A→法人B	第3条の規定による。 *変更届出書の裏面に、(1)担当医師等の概要、(2)宿日直体制の概況を記載する。	否	開設者の変更に伴い、医師等医療従事者の変更も予想されることから省令第1条第1項第1号の要件を再確認する必要がある。
3	人的な変更の場合 (例) ①法人の代表者の変更 ②管理者の変更	第3条の規定による。	否	
4	施設に係る変更の場合 (例1)所在地の変更を伴う場合 ①移転等 ----- (例2)上記以外の場合 ①増改築 ②その他施設に係る軽微な変更(救急病室、優先病床の変更)	第3条の規定による。 *変更届出書の裏面に、(3)設備、(4)周辺の状況及び構造設備、(5)病床を記載する。 但し、軽微な変更(救急病室、優先病床の変更)の場合には、(5)病床のみを記載する。 *添付書類 ・付近の地図 ・建物の平面図	要 名称の変更 (告示内容の変更) を告示する。 ----- 否	施設の変更があった場合、省令第1条第1項に掲げる次の要件を再確認する必要がある。 2号 救急医療に必要な施設・設備 3号 搬送に容易な構造・設備 4号 優先病床
5	その他軽微な変更の場合 (診療科目・許可病床等)	第3条の規定による。	否	

別表3 第4条関係（申出の撤回申出）

項	該当事例	申出・変更・撤回届出の取扱等	告示行為の要否	備考
1	撤回する場合	第4条の規定による。	要	